

明治前半期の会社形式による水道設置 -千川水道会社を例に-

メタデータ	言語: ja 出版者: 駿台史学会 公開日: 2023-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森島,知之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000160

明治前半期の会社形式による水道設置

―千川水道会社を例に―

森 島 知之

要旨 本稿は一八八〇（明治一三）年に東京府にて岩崎弥太郎らが千川水道再興のために設立した千川水道会社を例に、会社設立者側の立場から明治前期における会社形式の水道設置の目的について検討したものである。

従前の研究においては、経営史や財政史などから府県や政府が担うはずの事業を委託するための手段として会社形式による水道設置が行われたと説明されてきた。しかしいずれも公営事業の前史という扱いから政府および府県の立場でのみの検討が行われており、設立者側の立場からの考えは欠いている状況であった。

千川水道再興にあたっては、一八七九年九月三〇日に当時沿線部に居住していた守田治兵衛、平山省齋、小木曾富三、増田寿平らが東京府庁に対して出願したとされる。その際、会社形式による設置は資金調達のための手段であり、完成後の運営までを想定したものではなかった。しかし、翌年三月二六日に守田らに代わり、岩崎弥太郎、二橋元長、熊谷武五郎、寺西成器が発起人となって千川上水再興を願っていた時には資金の増殖や施設の管理など水道設置後の運営にも積極的に関わるようになっており当初の構想とは変化が生じていた。

そこで実際の水道の利用状況を見ると、飲用水としての利用に加えて庭園への利用のために大量の水を引き入れる動きも確認できた。これは会社設立者でもあった前田家や岩崎家の邸宅においても例外ではなかった。

以上のことから、設立者側である岩崎弥太郎らは沿線での飲料水の確保のみならず、庭園の池への利用のように装飾目的としての利用も視野に入れて千川水道の再興に関わり、その実現の手段が会社設立であった。このように会社形式の水道設置には設立者側の思惑もあって成立したものであると言えるだろう。

キーワード…会社形式、千川水道会社、水賦金、岩崎弥太郎、前田家

はじめに

本稿は千川水道会社を例に、水道条例制定前である明治前半期における会社形式の水道設置の目的について検討するものである。

水道設置に関しては一八八九（明治二三）年の水道条例制定以降、「公営原則」がルールとなっていたとされる。これによって水道事業は鉄道・電気・ガスなどと比べて大規模な私営事業がなく、インフラ事業の中でも特に公共性の強い事業として評価されてきた。

一方で水道条例制定にあたって、水道の経営主体に私営会社を加えようとする内務省衛生局と、市町村のみに限定しようとする内務省法制局との間で論争が起こっていた^①。さらに、横浜などで会社形式による水道設置も実際に行われており、条例制定直前まで私営会社による水道経営の可能性も模索されていたといえる。

そこで明治前半期の会社形式の水道設置であるが、これまで経営史や財政史において扱われてきた。

財政史に関しては持田信樹^②が市営事業の源流を求めると紹介している。持田は市営事業の源流を明治四年太政官布告六四八にあるとして、都市の衰微を背景に準公共財の供給が民間資本に委ねられていた状況を説明し、そこで同布告を根拠に横浜水道会社が設立されたことを紹介している。

また経営史からは高寄昇^③が水道の公営化に至る過程の中で紹介

している。高寄は政府の財源が不足している中、財政節約の手段として民間会社形式の水道事業が推奨されたとした。さらに府県においても資金調達の手段として会社形式による水道設置の試みを紹介している。そして、いずれの事例においても給水能力や財源不足などから経営破綻を起こしており、水道事業は民営にはなじみにくいと判断された。その結果、水道事業は公営に転じることになったと結論づけている。

このように両研究とも会社形式の水道設置が行われた背景を本来政府や府県などが担うはずの事業を民間に委託した結果であるとしている。

しかし、これらはいずれも政府や府県の立場からの考えであり、会社設立者側の立場からの考えに関しては全く触れられていない。これは両研究の関心が市営事業の成立の方にあること、さらに会社形式の水道がいずれも経営破綻や公営の水道に吸収されるなど存続していないことが事情として挙げられる。

その一方で松村敏は、大名華族による投資の事例として、毛利家が横浜水道会社へ高額出資を紹介している^④。松村は、毛利家が安全かつ利益の上がる投資であると同会社への投資に期待していたことを指摘しており、政府や府県とは異なる理由で設立者側が水道設立に関与していた可能性がうかがえる。

さらに冒頭で述べたように水道条例制定直前まで私営会社による水道設置の見込みは残っており、失敗例が出ながらも会社形式によ

る設置に一定の意義を見出ししていた。そこで「公営原則」の確立が内務省内での議論だけでなく、国内での実態も踏まえた上での結果でもあることを検証する上で会社形式による水道設置を研究することは有意義なものといえる。

そこで本稿では一八八〇年に岩崎弥太郎が東京府の千川水道再興のために設立された千川水道会社（以降、水道会社）を事例に明治前半期における会社形式による水道設置の目的について設立者側の立場から検討していきたい。水道会社については東京都公文書館所蔵の東京府文書のほか、三菱史料館にも関連の史料が所蔵されており、設立者側の立場からの検討には適している事例だといえる。

水道会社の研究に関しては沿線の自治体史や三菱が編纂した社史や伝記⁷が挙げられる。その中で、水道会社が岩崎弥太郎らが沿線部にて給水困難な状況であることに注目して設立されたとしており、再興された千川水道に対しては「東京都の水道に魁けるもの⁸」として評価されている。

しかしいずれも具体的な運用実態などに基づいたものではない。また近年では、松村敏⁹が前田家が第十五国立銀行、日本鉄道会社、東京海上保険会社、横浜正金銀行、大阪紡績会社などとともに千川水道会社に投資する形で設立に関与したこと、さらに拙稿¹⁰では岩崎弥太郎の他にも沿線に居住していた守田治兵衛、平山省齋、増田寿平らが千川水道再興の働きかけを行っていたことを指摘した。

最後に本稿の構成であるが、千川水道および水道会社設置までの

経緯を概観した上で、水道会社の役割と実際の水道の運用から水道設置の目的について検討を行いたい。その中でも、実際の水道の運用については主に会社の発起人でもあり、利用者でもあった岩崎家や前田家の邸宅での水道利用を事例に取り扱う。

なお、史料の引用にあたっては、旧字を新字に改め、適宜句読点を付している。また断りのない限り、史料中の棒線部は筆者によるものである。

第一章 水道会社開設までの経緯

最初に千川水道再興の動きから水道会社開設に至るまでの経緯について見ていきたい。

1. 水道再興の呼びかけ

明治期の千川水道再興の動きに関して最初に確認できるのは、『郵便報知新聞』の明治一二年九月四日号の記事である。同記事によると「或る華族」が「有志者」に呼びかける形で市街への給水の動きがあったとされる。「或る華族」や「有志者」が具体的に誰であるかは同記事には明言されていないが、後日に出された記事の内容からそれぞれ前田家、守田治兵衛たちであると考えられる。さらに同月三〇日の同新聞の記事において、「華族前田氏」や「三菱会社」による資金提供のもと、沿線である下谷区や本郷区に居住していた守田治兵衛、平山省齋、小木曾富蔵、増田寿平によって東京府庁へ出願したとされた。そこで同記事に添付された「千川水道御開

設之義願」を左に掲げる。

千川水道御開設之義願

千川水道之義ハ徳川幕府之頃曾テ開設、其水源ハ乃チ玉川ニシテ北豊島郡上保谷新田ヨリ之ヲ分水シ、同郡瀧ノ川村ニ導キ、夫ヨリ巢鴨本郷ヲ通シ下谷ニ至リ、當時其水道所通之町々日用食水ハ勿論、非常之節共資テ其便利ヲ得候義不尠事ニ候処、末年維持之道不整ヨリ水道漸次壞塞、遂ニ全ク不通ニ相至候義今日共ニ慨惜スル所ニ御座候、抑衛生ハ専ラ食水ノ良否淵源致候旨之処、私共区内之義ハ從來ノ性質宜シカラス、加之下谷ノ如キハ日用之食水猶給ラス、買求メ以テ□炊之用ニ供候向不少、又本郷ニハ買水之向ハ寡少ニ候得共、每井極メテ深ク日常其汲取ニ勤ミ、殊ニ頻年悪疫之流行モ有之事ニ候得者、食水之改良ヲ謀ルハ区内方今ノ一急務ト奉存、私共申合会社創立、右千川水道開設之義請願仕度所存ニテ、別紙之通水道通線並工事概算共取調、資金三万円調達仕候、然ル処水道之義ハ衆庶公益之利害ニ関涉不少事業ニ付、私立会社ヲ以テ開設候節ハ自然將來之取締難行届場合ニ有之、折角区内ノ公益ヲ謀リ却テ其甲斐不相立様之義出来候テハ、私共企業之本意ニ背申候義ニ付、私設ヲ以テ請願候ヨリハ寧ロ官設ヲ奉仰候方万全之義ト勘弁仕候、因テハ右私共調達仕候金員別紙消却之方法ヲ以テ、於御府庁御引受被下候様仕度、左候時ハ神田玉川両上水同様之御取扱ニ相直リ、取締筋ハ勿論、将来維持之方法モ確立、区内永世之公益ト

相成、從テハ私共之丹精相達難有事ニ御座候間、何卒願之通御届届被成下度、別紙相添此段奉請願候以上、¹³⁾

最初の棒線部より開設の背景として、水質不良および掘り抜き井戸や買水による飲料水の確保のような飲料水の確保に苦勞する状況があり、そこへ伝染病流行に後押しされる形で開設に踏み切つたとされる。そして次の棒線部にて会社創立の一方で「公益」の観点から水道設置に関しては「私立会社」による設置ではなく「官設」による設置を望んでいた。その「官設」による設置を実現する手段として紹介されたのが「消却之方法」であつた。つまり、調達した金を東京府に貸して水道を作らせ、東京府が負債主となつて「水賦税ヨリ生スル益金」を得るたびに出資者に返済していくとするものであつた。調達した金の扱いについては「千川水道御開設之義願」と共に添付された「消却法書」にて左のように記載されている。

消却法書

消却年限ヲ二十ヶ年ト定ム、但シ毎年二季水賦税ヨリ生スル益金ヲ計算シ益金ノ生シ次第之ヲ消却シ、其消却金額ヲ予定セサル事、○毎年二季計算之節、年八朱ニ当ル利子ヲ払入ル事、○消却年限ヲ過キ若シ消却未済ナル時ハ、猶更ニ約定ヲ為シ、延期ノ年限ヲ定ムル事、○維持積金、並修理費金、其他元金ニ対スル利金ヲ除ノ外ハ都テ益金ニ立ル事、但水番人並水配人等、総テ常費ニ掛ル部分ハ、官金ヨリ支出ヲ願フ事、○府庁債主ニ対シ負債主トナリ、消却約定ヲ結フ事、¹⁴⁾

それによれば、利用者から徴収した「水賦税」を「修理費」、「維持積金」、「(元金ニ対スル) 利金」、「益金」に分けて、うち「利金」や「益金」を出資者側に返す形を想定していたと思われる。

この「消却法書」に記載された内容が構想に止まるものではなかったことを裏付けるものとして、第四十四国立銀行宛の証書が挙げられる。これは同年の一〇月二日に先述の守田、平山、小木曾、増田に加えて、岩本平左衛門、石川市郎兵衛、野村源四郎の合わせて七人によって作成されたものであるが、その一部分を左に掲げる。

拙者共儀今般千川水道御開設之儀請願致候ニ付、資金若干也御繰出之儀及御依頼候処、庶民公益之企業ト深く御推量、格別之消却法ヲ以テ御相談之通御承諾被下忝存候、就テハ早速東京府庁江請願可致ニ付、御許可之上ハ御約束金額無相違御弁出可被下候、尤右金員借用之儀ハ東京府御負債主ニ被立下候様請願仕候ニ付、御許可之上ハ消却法御承諾之道ヲ以テ一切御府庁卜御条約御取結相成候筈ニ付、其以後ハ右金員之儀ニ対シ拙者共ニハ一切其實ニ任不申候条、御承諾之御請旁為後証如件、¹⁵⁾

棒線部によると、第四十四国立銀行は水道再興にあたって「消却法」に基づいて資金を提供するという七人の依頼を承諾をしており、提供した資金に関しても東京府が負債主となって支弁する旨が記載されていた。こうして、「消却法書」の内容に基づいて資金提供の用意がなされていた。

以上のことから、一八七九年の段階において会社形式とはあくまで資金調達のために導入されたものであり、完成後の水道運営まで想定したものではなかった。

最後に一八七九年における岩崎家および前田家の動向について見ておきたい。

冒頭で述べたように千川水道再興は前田家が「有志者」に呼びかける形で始まったものであり、さらにその資本の提供者としても前田家や「三菱会社」が拳がっていた。そして、尊経閣文庫が所蔵する「御達并進達物留」¹⁶⁾にて一八七九年の千川水道再興をめぐる岩崎家や前田家の動向が確認できる。これは前田家から出した達や提出した文書の控えにあたるが、そのうち一八七九年一月二日の項に前田家から本郷区区務所に対して「今回千川用水本郷通り通水開鑿相成候ニ付テハ、当家ニ於テ兼テ岩崎弥太郎へ申込置候通り、井戸数五拾相望申候得」と申告していた動きが確認できる。¹⁸⁾

このように前田家は水道の引用にあたって事前に岩崎弥太郎と相談しており、岩崎が水量の決定に関して一定の権限を持つており、単に資本を提供するだけの立場に留まっていなかったことがうかがえる。

しかし守田たちが岩崎や前田とは別に第四十四国立銀行にも資金の提供を願っていたこと、そして後述のように翌一八八〇年の会社開設願において守田たちの名前がなかったことなどから、すでに岩崎や前田と守田らとの間で水道の運営方針を巡って意見に食い違

いが生じていた可能性が考えられる。

2. 会社設立の出願

一八七九年一月から翌一八八〇年三月までの間、千川水道再興をめぐる動きは、一八七九年十二月に上野公園への分岐および同所で開催予定であった第二回内国勸業博覧会での利用を希望する旨が上申されていた¹⁹⁾ことを除き、管見の限り確認できなかった。

そして、一八八〇年三月二十六日には岩崎弥太郎の他、三菱の社員であった二橋元長、第四十四国立銀行の頭取であった熊谷武五郎、前田家の家扶であった寺西成器²⁰⁾の四人が発起人となって東京府に対して水道会社開設を願ひ出ることとなった。この時、「千川水道開設之儀願」が提出されたが、一八七九年九月に提出された「千川水道御開設之義願」と比較すると、冒頭の水道再興の背景に関してはほぼ同内容のものであった。

しかし、「官設」や消却方に関する事項は一切削除されており、代わりに以下の内容の記載が確認できる。

一、右水道開設ニ係ル工事之儀ハ道路閉止等御取締筋ニ関係仕候儀ニテ、会社ニ於テハ開設仕兼候間、特別之御保護筋ヲ以テ
工事ニ係ル一切之儀ハ、何卒御府庁ニ於テ御取扱被成下候様仕
度奉願候

一、株券五万円之内、発起人ニ於テ四万円ヲ指出シ、指向別紙
第一函之通り着手、追テ残一万円ヲ募集、第二函之通り開設仕
度候

右之通り社則並函面類相添奉願候間、何卒急速御許可被成下度候也²¹⁾

すなわち、資金調達の手段が株券の発行によるものに変更されており、うち五分の一を募集、残りを発起人側が買う形となっていた。また水道設置そのものに関しては一八七九年の時から引き続き東京府に依頼する形となっていた。さらに会社開設にあたっては守田らの名前は現れておらず、以降は岩崎らによって会社設置が行われることとなる。

3. 会社開設をめぐる東京府側の反応

この会社形式による水道再興を東京府はどのように捉えていたのか。

開設願が提出された三日後の三月二十九日、東京府土木課の水道掛から会社形式による水道再興に対して左のような上申があった。

下谷本郷其他ノ三区江玉川上水新設ノ義、各区冀望ノ出願ナレハ、該費金ハ前各区及ヒ博物館ヨリ弁出スルハ、先規ニ徴シ至当ノ儀ト相考候得共、右出金實際難被行シテ、此上水ハ衛生上ハ勿論、日用有益ト視認、起工セスンハ各区其他ノ不幸トナラハ、該費金ヲ内務省江乞願シ、無利足ニテ返納期限何ヶ月ト定メ、水賦金ヲ以テ皆納ヲ約シ、前省江拝借御稟議相成度、既ニ先年神田上水不潔削除法施行費年賦拝借金、本年迄約定之通大蔵省江皆納相成、就テハ右起工ハ真ニ有益ト視認ル上ハ、先規ヲ踏ミ拝借金乞願致シ、該業竣功ヲ奏サハ、之レ衆庶警護ノ実

心又人民ニモ感動致シ、決シテ私会社ト同一視致間敷、依テ官設ヲ可トスル原因如此

無年限ノ私会社ヲ人民ヨリ之ヲ見レハ、必ス一ノ商法ト可見做、其商法上ヨリ発ル会社江百坪以上ノ分水ヲ許サハ、先年来当府下及ヒ神奈川県下各村ヨリ致請求候飲養水認可不相成分、之レ許サ、ルヲ不得、若許サスンハ決シテ公平ナラス、公平ニ許サハ玉川上水欠乏ヲ来スノ患アリ、又此新設水道ハ千川用水筋ヲ注クヲ以テ、其組合村落及ヒ印刷局王子抄紙部並買土地所水車取扱等ノ各事之レ会社於テ追々遂示談書面ヲ副テ願出ルハ普通ノ義ニ有之、此示談ニ向ヒ人民ヨリ該会社商法上ヨリ成立ト見做サハ、各示談至難ノ事ト致想測候、之レ官設ナラハ仕来モ有之可行届、尤官私其方法異ニス、法異ナレハ人民感和ヲ異ニス、之レ人情制スヘカラス、依テ会社法ヲ以テ各事ノ示談至難ト相考候、就テハ願立各区ヨリ出金至当ナレトモ不行届、併該業起サスンハ衆庶ノ不幸ナラハ、無余儀前述ノ拝借金ヲ以起工ノ方ト被存候

右申候也²²⁾

棒線部にあるように衛生上および日常の便利さの観点から、水道掛は水道再興そのものに対しては歓迎の姿勢を示していた。しかし、①東京府や神奈川県の村部に対して公平性に欠けること、②既存の千川上水の沿線との示談が困難であることの二点を弊害として掲げた上で、会社形式による再興には反対していた。そこで会社形

式による設置に代わり、内務省から拝借金を得ることによる「官設」を提案する。拝借金を得ることを提案した背景には、史料中にもあるように東京府が大蔵省から拝借金を得ていた経験があった。

水道料金の徴収にあたって東京府では一八七二（明治四）年に水税規則を定めるも、実際の徴収は叶わずに旧町会所積金による建て替えが行われていた²³⁾。しかし水道修繕費が月を重ねる毎に多額を要しており、一八七三年一月の布告によれば、多額の出費の末に積金を使い果たしてしまい建て替えが追いつかなくなってしまっていた²⁴⁾。そこで、一八七四年七月二〇日に東京府から上水沿線の各区長・戸長に対して集金の再開とともに、大蔵省から金三万円を一時繰替、下げ渡されることが通達されていた²⁵⁾。また史料中の「神田上水不潔削除法施行費年賦拝借金」であるが、これは一八七五年一月二五日に東京府から玉川神田両上水沿線に相当する各区の区長および戸長に対して出された達にて、水路清潔方法が設定されたとして二万円が大蔵省から貸し下げられており、五か年で返納することとされた²⁶⁾。それ以降、清潔費も水賦金と同時に沿線各区にて徴収が行われていた。以上のような背景から水道掛は水道再興にあたって内務省からの拝借金に期待していたものと考えられる。

この上申に対して東京府内でいかなる意見が交わされたかは管見の限りでは確認できていない。しかし、同年四月一〇日に東京府は「会社設立ノ方法ニ於テハ不都合無之²⁷⁾」とした上で、玉川上水が埼玉県および神奈川県にまたがっ

ていること、さらに水道再興にあたって既存の水路の拡幅や流れる水量の増加を理由に埼玉県および神奈川県に対して照会を開始した。⁽²⁸⁾ 東京府は内務省への拝借金ではなく、会社形式の設置が選択したのである。

そして両県との交渉の末、東京府は同年八月二五日に会社の開設を許可している。⁽²⁹⁾

第二章 水道会社の役割

本章では水道会社の役割から水道会社設置の目的を検討していきたい。

1. 千川水道会社の役割

(1) 東京府と警視庁との関係

水道会社の役割を検討するにあたり、一八八〇年三月に前掲の「千川水道開設之儀願」と共に東京府宛に提出された、「会社定款」、「会社営業規則」を見ていきたい。

「会社定款」の第一条、第二条には以下のような記載がなされている。

第一条 水道ハ道路ヲ開鑿シ往来ノ閉止ニ関係スルヲ以テ、会社ハ直チニ其開設及修理ノ工事ヲ為シ難シ、故ニ工事一切ノ事ハ都テ之ヲ東京府庁ニ頼願シテ、其官鑿ヲ請クヘシ

第二条 水道ハ食水ニ供シ公衆ノ衛生ニ関係スルヲ以テ、水路ノ取締ヲ厳ニセサルヲ得ス、故ニ其取締一切ノ事ハ都テ之ヲ警

視局ニ頼願シテ、其保護ヲ請クヘシ⁽³⁰⁾

つまり、工事に関しては東京府庁に、水路の取締については警視局に委任するものとされている。このように水道会社は水道に関する全ての業務を引き受けていたわけではなく、東京府や警視局から一定の監督を受けることとなっていた。

第一章においても一八七九年の段階から一貫して水道設置そのものは東京府に依頼する形となっていたとしたが、実際にどのような形で工事を任せていたのだろうか。

会社開設が許可された一八八一年八月二五日に、岩崎弥太郎は東京府知事宛に左のような問い合わせをおこなっている。

今般千川水道開設之義御許可之上、右工事御府庁ニ於テ御支扱之儀共御聞届被成下候ニ付テハ、左之廉ニ預メ心得申度候間、御下知被成下度、此段相伺候也

- 一、工事仕様並費用之事
- 一、同着手期限並落成期限之事
- 一、費用金割納期限ノ事

右之通り⁽³¹⁾

ここにおいて岩崎は工事の費用、工事の期限、費用納入の期限について問い合わせていた。これらの問いに対して東京府は同年九月三日において以下の様に回答している。

- 書面願之趣者左之通可相心得事
- 一、工事仕様並費用之儀ハ取調出来之都度、当府土木課ヨリ可

及通知候条、同課ニ出願一覽可致候事

一、工業同様之儀ハ本年十月起工、明治十四年十二月竣工之積
二候事

一、費用金割納之義ハ即今預定難相成候間、工業出来形ニ応シ
皆払、又ハ内渡金員日数三日前ニ当府土木課より可及通知候
条、同時ニ当府会計課へ可相納事³²

少なくとも金額に關してはその都度土木課から通知が行われるこ
と、そして工事が出来次第費用を納入する方針が会社設立から一ヶ
月後の段階で決定していた。

そして水道会社から東京府知事宛に一八八二年八月に作成された
願の控を左に掲げる。

庁第廿七号

仕様書並精算帳水路樋線高低測量図御下附之儀ニ付願

千川水道開鑿ニ付、該工事之儀御府庁御保護ヲ以テ此節半ハ落

成仕リ難有奉存候、然処資本金之都合も御座候ニ付、於此際一

ト先ツ是迄追払之分悉皆精算仕度奉存候処、右仕様書並勘定書

類只今迄追テ御下付被成下候分も御座候得共、俾洩落之廉有之

調査之上指支之儀御座候間、此上之御手数数恐入候得共、当初ヨ

リ即今迄御着手被仰付候分共保原水門上事ヨリ水路修繕並鴨石堰其他水樋池間整修³³

様書³⁴之費用並工数人足高水³⁵残、並其精算帳、其他水路之樋線之高低測量図

水路ハ上保原千川水門ヨリ鴨石堰築ル、共調整之上御下付被成下候様仕度、尤御

入費筋ニ御関係之儀ト奉存候間、右ハ御達次第速ニ上納可仕候

間、何分ニも早速ニ御下付被成下候様奉願候也

明治十五年八月十八日

千川水道会社

取締役二橋元長

東京府知事芳川顯正殿³³

水道会社は工事の進展に伴い、同年の七月二七日に工事をめぐる
「仕様書」や「勘定書類」を東京府から受け取っていた³⁴。しかし、
内容に不備があるために精算に支障をきたしており、改めて修正の
上再提出を求めたとするものであった。

この願は取消となったものの、少なくとも実際の工事においても
水道会社は東京府から受け取った見積もりなどをもとに完成した水
道に対して工事費の支払いを行なおうとしていた。

(2) 水賦金の運用

工事費の支払いの他、水道会社はどのような役割を担っていたの
か。

水道会社側の役割に關しては「会社營業規則」において以下のよ
うに規定されていた。

第一条 用水ヲ並井、吹井ノ二種ニ分チ、其引用ノ水量ニ從
ヒ、左ノ割合ヲ以テ水賦金ヲ徴収スヘシ

(中略)

第三条 会社ハ引用ノ請求ヲナス者アル時ハ、之ヲ東京府庁ニ

具申シ認許ヲ受ルノ後、之ヲ許諾シ、其水量種類ニ従ヒ会社ノ鑑札ヲ其引用主ニ渡シ、其井ニ釘付セシムヘシ

(中略)

第六条 会社ハ元樋ヲ開設シ、元樋ヲ修理スルニ止ル、故ニ各自ノ引取枿、引取樋等ニ係ル工事ハ都テ其引用主ニ於テ之ヲ弁スヘシ

棒線部にあるように、水道会社は水道の利用者から井戸の数や、「並井」・「吹井」³⁵のような井戸の種類に応じて水賦金を徴収すること(第一条)、利用を希望する者から請求を受けた上で東京府庁へ具申し認許を受けること(第三条)、そして「元樋」³⁶の開設および修理をすること(第六条)が役割として挙げられている。また「元樋」に対して「引取樋」³⁷などの設置に関してはあくまで利用者の方で負担することとされていた。このように工事費の負担の他、設置工事が終わった後の水道設備の管理や料金の徴収などを水道会社側が担っていた。

さらに「水賦金」の扱いについては、「会社定款」にて左のように記載されている。

第十七条 会社ハ毎季収入スル所ノ水賦金ヲ営業費修理費維持積金利益配当金ノ四類ニ分テ其出納ヲ為スヘシ

第十八条 維持積金及修理費ハ确实ナル銀行又ハ富豪ノ向ヘ預ケ運用増殖ヲナサシムヘシ

このように徴収した「水賦金」は「営業費」、「修理費」、「維持積

金」、「利益配当金」の四つに分けて出納し、うち「維持積金」、「修理費」は「确实ナル銀行」や「富豪」のもとに預けて運用増殖させることとされていた。

徴収した水賦金の使い方に関しては、一八八二年四月六日に水道会社側にて作成された「当社維持目的」³⁸においても確認できる。それによると水賦金による収入を七五〇〇円として、うち一〇〇〇円を会社の経費、一〇〇〇円を水路や樋などの修繕費、二〇〇〇円を樋の新造や交換のための積立金にそれぞれ充て、収入の半分である三五〇〇円を株主の配当金とするとしていた。これらの費目は先述の「会社定款」の内容と対応しており、その中でも株主の配当金とは定款における「利益配当金」に相当するものであるといえる。

そしてこの時の株主であるが、「水道会社設立願」と共に提出された「会社創立証書」の第四条にて「当会社ハ五万円ヲ以テ開設ノ資金トナシ一株ヲ百円ト定メ乃チ五百株ニ分テ之ヲ募集スヘシ」とし、うち百株を募集、四百株は岩崎、寺西、熊谷、二橋が引き受ける形となっていた。つまり発起人四人が配当金の大半を受け取ることとなっていた。このように発起人への利益確保の機能も水道会社では担われていた。

また一八八六年三月二十九日に岩崎弥太郎の後を継いだ岩崎弥次助が会社再建にあたり、各事業所宛に出された通達を出していた。⁴¹そこには「第百十九国立銀行及千川水道会社ハ独立ノ会社ナリト雖モ其株式ハ我占有ナルヲ以テ業務上総テ本社ノ指図ヲ受ケシム」、「第

百十九国立銀行及ヒ千川水道会社ノ役員ハ総テ本社々員ヲ以テ之ニ充ツ」とされ、千川水道会社は命令系統や人員などにおいて三菱社の影響下に置かれることとなり、その背景として三菱社による株式の占有⁽⁴²⁾があげられている。これにより利益確保の性格が強まってくることになる。

(3) 施設の運用

さらに水道に付随する施設の運用についても、水道会社側に裁量があった。

そこで、上流から流れた水を一時沈澱させるために設置される水溜池を事例に見ていきたい。

一八八〇（明治一三）年二月一日に東京府知事松田道之から内務卿の松方正義に対して、「千川上水会社ニ於テ買入候府下地北豊島郡巢鴨村反別七反壹畝拾叁歩、同新堀及水溜敷トナシ候ニ付テハ、前書反別民有地第式種ニ組替可然哉、図面添此段相伺候也⁽⁴³⁾」として、新堀および水溜池の建設予定地であった北豊島郡巢鴨村の田畑に対して地種変換を願ひ出していた。この時、同地は水道会社がすでに買い入れていた。その後、同月二十八日に「書面伺之趣聞届候事⁽⁴⁴⁾」として聞き届けられた後、翌一八八一年一月二十八日には水道会社取締役の二橋元長から東京府知事松田道之宛に買い取った田畑に対して地券の下げ渡しを願ひ出していた。⁽⁴⁵⁾ その際、「当会社発起人岩崎彌太郎名前ヲ以テ、所有地第二種之地券証御下付被成下度⁽⁴⁶⁾」として地券の名義に岩崎弥太郎を希望していた。そして同年二月一日に

地券が交付されると、さらに同年三月七日には二橋元長から東京府土木課に対して、巢鴨村水溜池水番人として澤田陶三を水道会社が雇い入れたことを届け出していた。⁽⁴⁷⁾

以上のことから、水溜池の所有および管理も水道会社の側が担っていたことがうかがえる。また前章で取り上げた「消却法書」において、「水番人並水配人等総テ常費ニ掛ル部分ハ官金ヨリ支出ヲ願フ事⁽⁴⁸⁾」として、一八七九年の段階では水番人などに関する負担は東京府側に委ねることを想定していた。このことから、構想当初よりも設立者側による主導権が強くなっていたこともうかがえる。一方で一八八〇年一〇月に元々北豊島郡巢鴨村に在住していた榎本七五郎が東京府に対して「無給ヲ以右番人相勤可申候間⁽⁴⁹⁾」として水番人を願ひ出していた。それに対して東京府は「水番人之儀者千川水道会社之所属ニ候間、御詮議難相成⁽⁵⁰⁾」として願ひ出を却下しており、東京府も水番人の選定について早期の段階から水道会社側に任せていた。

こうしてみると、守田たちに代わって岩崎家や前田家の関係者が発起人となって以降、水道会社の役割に変化がみられていた。すなわち資金調達にとどまらず、資金の増殖や水溜池のような施設の管理などのように水道設置後の運営にも積極的に関わるようになっていたのである。

2. 水道会社設立時における東京府の水道料金の位置付け

水賦金の運用に関して、なぜこれほどの裁量が認められていたの

か。そこで、水道会社設立時の東京府における水道料金の位置付けから検討していきたい。

当時の東京府での水道料金の位置付けがどうかがある事例として、東京府会における「水道費」の地方税費目追加をめぐる審議が挙げられる。

東京府では一八七四（明治七）年五月に内務省土木寮雇のオランダ人技師であるファン・ドールン作成の『東京改良意見書』、および翌八年二月の改良水道の設計書を踏まえて、一八七六年一二月水道改正委員を組織し、東京府内の水道を調査し、一八七七年九月にはその調査をもとに『東京水道改設之概略』を作成していた³¹。そこでは衛生的な観点から現在の水道の問題点を指摘するとともに、欧米の水道を参考にした上で水道改良の必要性が主張されていた。

その上で明治一三年五月二十七日第二十七号布告の第二条にて「東京府八府会ノ決議ニヨリ水道費瓦斯燈費及ヒ火災予防費ヲ以テ地方税費目中ニ加フルコトヲ得³²」として、府会の決議を経た上で「水道費」、「瓦斯灯費」、「火災予防費」を地方税費目に追加することが可能となり、同月の三十一日に東京府会において審議が行われることとなった³³。

「水道費」については審議の冒頭に東京府の銀林綱男書記官から目下水道工事を着手する予定はないが、緊要の事業であるとしてあらかじめ費目の中に組み込むものであると説明している。この「水道費」に対して議員から来た質問は主に従来の水道料金との違いに

ついてであった。最初に多羅尾光応から「従前ノ水道ハ水税ニテ修繕等ヲ加ヘラレタリ此目ヲ掲グル如キ其レ等ノ費用ヲ地方税ニテ支弁スルニヤ将タ新造ノモノヲ支弁スルモノナルヤ」として、「水道費」がこれまでの水道料金である「水税」を地方税支出にするものかとの質問であった。これに対して銀林は「然ルニ非ズモシ之レヲ要スルコトアルトキハ地方税ニテ支弁シ得ルト云フヲ示スノミ」として、「水税」を地方税支出するものではなく、かつ費目に加えてもすぐに支弁するわけではないことを説明した。さらに佐藤正興から「神田玉川ノ如キ在来ノ分ハ別ナルヤ」として神田玉川両上水における料金とは別になるのかとの質問がくる。これに対しては「唯今迄ノ水道ハ水賦金ニテ支払フヲ以テ之ト異ナリ而今而後区ノ協議費ヲ以テ支払フコトモアルベシ」と回答し、今までの水道は「水賦金」にて支払っており「水道費」とは異なることを説明した。その上で「水賦金」に対しては今後も協議費にて支出することになるとした。

このことから東京府では水道改良の必要性は認識していたが、それは既存の水道運営とは分けて考えていたといえる³⁴。しかも神田玉川両上水での水賦金は「協議費」によって支払われており、「地方税」にて支払うものではなかった。地方税と協議費の区分に関しては、一八七八年一月に内務省から各府県に通達された地方税規則の施行順序において「凡地方一般ノ利害ニ関スヘキモノハ地方税支弁ノ部ニ属シ、其町村限区限又ハ数町村共同ノ利害ニ係ルモノハ其

町村又ハ区内限協議費ノ支弁ニ属スヘシ」とされており、水賦金は東京府全体ではなくあくまで東京府の区部限りの利害に関わるものとして扱われていた。⁽⁵⁶⁾

そこで改めて第一章の会社設立に対する水道掛からの上申の冒頭を見ると、「下谷本郷其他ノ三区江玉川上水新設ノ義、各区冀望ノ出願ナレハ、該費金ハ前各区及ヒ博物館ヨリ弁出スルハ、先規ニ徴シ至当ノ儀ト相考候得共、右出金實際難被行シテ」とあり、本来ならば新設にあつての費用を沿線である下谷・本郷などの各区や博物館が支出するのがもつともであると考えており、東京府自らが支出するつもりはなかつたことがうかがえる。一八七九年一〇月および一八八〇年三月の再興の動きにおいても、資金の負担は前者では岩崎家や前田家および第四十四国立銀行、後者では岩崎弥太郎をはじめとした発起人および株の購入者によつて行われており東京府は関与していなかつた。つまり、この当時において水道の設置にあつて東京府は許可を出す主体ではあつても、費用を負担する主体ではないという認識が関係者の間ではあつたことがいえる。一方で各区や博物館による支出は困難であるとも認識しており、そこに水道会社が独自に水道運営を行う余地があつたといえる。

第三章 水道の利用実態

―岩崎邸・前田邸を例に―

第二章にて会社発起人たちが水賦金を通して利益を確保しようとした側面を明らかにした。一方で、彼らは発起人だけでなく水道利用者としての側面も持ち合わせていた。

そこで、最後に岩崎邸および前田邸での水道の利用から会社設立の目的を検討したい。

1. 水道の利用目的について

水道の利用目的であるが、第二章の冒頭で掲げた「会社定款」の第二条では千川水道を「食水」の利用に供する旨が書かれており、飲料水としての利用を視野に入れていたことがうかがえる。さらに第一章における開設願からも、千川上水再興の背景には下谷区において飲料水が入手困難な状況や伝染病対策を挙げているなど飲料水としての使用を想定していたといえる。そこで、実際の水道敷設においても飲料水としての利用が想定されていたのかを、東京大学の水道引用の事例で確かめていきたい。

左に掲げるのは本郷区役所が一八八一（明治一四）年六月二八日に文部省会計局宛に出した達である。

今般千川水道当区内へ設立相成、当今駒込東片町ヨリ本郷森川町通り湯島切通町迄之処工事ニ取掛、就テハ御省本郷御用地内外国教授館等ニ於テ定メテ必用之御儀ト奉存候、依テ飲用水御

請求之御儀ニ候ハ、本榷着手之際ニ当リ引井戸横樋之工事ニ取掛り候ハ、幾分敷費用モ減省致候趣ヲ以御通知之儀千川水道会社ヨリ申出候間、則別紙社則一部相添此段及御通知候也

明治十四年六月廿二日

本郷区役所^印

文部省

会計局

御中⁸⁸

同年の五月二六日に水道会社では駒込東片町から森川町や湯島切通坂町への水道敷設にあたり、本郷・小石川両区役所に対して、敷設工事の際に引用を希望すれば費用を減ずる旨を引用希望者に通知するように達を出していた⁸⁹。先程の達も水道会社からの達を踏まえた上で、本郷区役所が文部省会計局に出したものであった。そこで、棒線部を見ると水道設置にあたり、もし「本郷御用地」すなわち、東京大学内の「外国教授館」などにおいて「飲用水」としての請求があるのであれば、幾分か費用を安くする旨を伝えており、飲料水としての利用を前提として呼びかけをおこなっていたと言える。このことから実際の水道敷設においても水道会社側では飲用としての利用も視野に入れていた。

2. 実際の利用について

その一方で、飲用とは違う目的で利用していた動きも存在してい

た。そこで一八八一年九月六日に水道会社から東京府知事宛に提出した、「営業規則増補二付御認可願」を見ていきたい。

庁第拾七号 別冊ハ別ニ在リ

営業規則増補二付御認可願

兼而御認可相蒙候当社営業規則之儀、此節実施ニ当リ指支之廉⁹⁰御座候ニ付、別冊朱書之通改正並増補仕度、且第一条中吹井之儀ハ、望人茂多き内^{早放出水多量之引用成候}畢克庭園等糞節之為メ引用候儀ニテ、水道維持ニ差支之儀不尠候ニ付、右増水量之分ハ都テ元賦金八円ヲ基礎トシ、増収候様仕度ニ而御認可被成下度、此段奉願候也

明治十四年九月六日

千川水道会社

取締役 二橋元長

東京府知事松田道之殿

認許済⁹¹

この史料は東京府に提出したものの控にあたるが、訂正が加えられる前の記述⁹¹と合わせて考えると、営業規則の増補を願いだした理由として、吹井の利用希望者が多いこと、さらに彼らは庭園などの利用で一日中多量の水が放出されるために水道の維持に少なからず支障をきたすだろうということが挙げられている。吹井は通常の井戸である並井と違い、吐き捨てる量が多いため料金も高めに設定されていた⁹²が、それでも千川水道の沿線においては吹井の設置を希望するものは多かった。

このように飲料水に限らず、多量の水の引き入れや、庭園への利用も見られていた。これは発起人であった岩崎家や前田家の邸宅においても例外ではなかった。

そこで次節では、岩崎邸や前田邸での引用の事例を取り扱っていく。

3. 岩崎邸・前田邸での利用

第1図および第1表に示されるように前田家では二つの邸宅、岩崎家では四つの邸宅⁽⁶⁴⁾で千川水道の引用が行われていた。そのうち、本稿では前田家の本郷邸、根岸邸（第1図での①、②）、岩崎家の富士前町邸（第1図での①）での事例を中心に検討をしていく。

(1) 前田邸（本郷邸・根岸邸）での事例

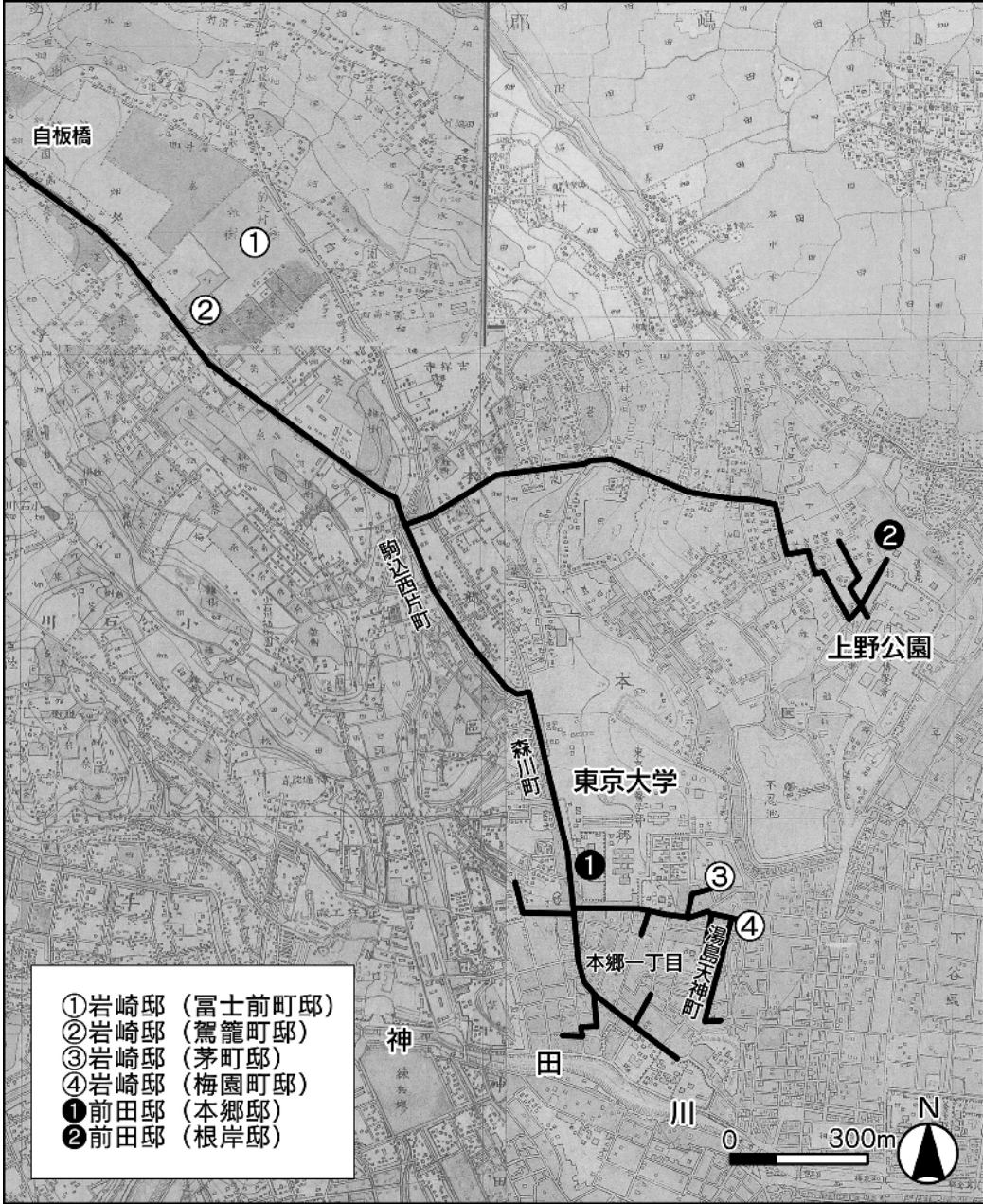
本郷邸では第1表にもあるように一八七九年一月の段階で引用希望の意志を示していた。そして、水道会社開設後改めて一八八二年に引用を希望して許可された。そこで、引用した水がどのように利用されているかを一八九三年に千川水道会社側で作成された水路図の一部をもとに見ていきたい。第2図は本郷邸内の水路を拡大したものに当たるが、往来から邸内に入ってきた水路が井戸（丸で囲んだ部分）への分岐を経た後、池（枠で囲んだ部分）に流れている様子が確認できる。

また根岸邸では本来農商務省博物局が上野公園内へ引用していた権利を一部譲渡する形で引水が行われるようになった⁽⁶⁵⁾。そこで第1表の通り、水道会社が東京府から上野公園近隣への引水区域拡張を

承諾した上で、前田家が博物局からの許可、水道会社への届出を行って引水に至っている。そこで根岸邸の利用について第2図の水路図を見ると、「瀧吹井ニシテ百四十六個六分」とする記述があり、邸内の滝として利用するために水を引き入れていたことが確認できる。さらに当時の根岸邸での水道の利用をうかがえるものとして「根岸加賀邸別荘庭園」を紹介したい。これは一八九六年発行の「古今秘伝・築山造庭法」の下巻において、京都や東京の名園の風景の一つとして銅版画にて掲載されたものである。それによると中央に滝が池に流れ落ちる様子が描かれており、水路図での記述と合わせると千川水道が庭園の池の水として利用されていたことがうかがえる。

このような使用例は前田邸だけではなく、駒込西片町の旧福山藩主阿部家の邸宅においても邸内の「泉水」の修繕のために千川水道会社の者が訪ねてきたとする記録が存在しており、至る邸宅において池の水として利用していたことが確認できる。

このような利用をしていた目的には邸宅を饗応の場所として整備しようとしていたことが考えられる。前田家では前田慶寧が一八七四年に逝去しており、嫡男の利嗣が当時十代で家督を相続していた。そこで利嗣の祖父であり、後見人でもあった斉泰は本郷邸に行幸を仰いだり、有栖川宮威仁親王との婚姻を取り付けるなど、前田家の復権に奔走していたとされる⁽⁶⁶⁾。そこで慶寧や接待に相応しい場の整備の一環として水道の引き入れが行われようとしていたの



第1図 明治期の千川水道の水路と岩崎邸・前田邸

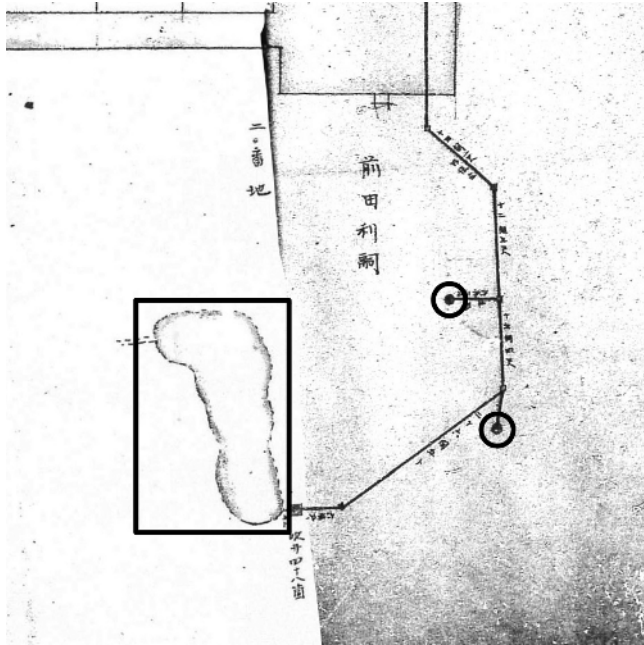
注)「千川上水 各自引用極線切絵図11葉」(三菱史料館所蔵, MA-01209),「第一軍管区地方2万分の1迅速測図原図」(フランス式彩色図)をもとに作成。

明治前半期の会社形式による水道設置

第1表 水道の引用をおこなった邸宅（岩崎家・前田家の場合）

番号 (第1図参照)	届出日時	引用者氏名	住所	備考(引用の経緯など)
①	1881年8月29日	岩崎弥太郎	本郷区富士前町二六番地	1883年1月19日に再度引用の請求(「回議録・第1類・乙号・水道・1月ヨリ7月マテ〈土木課〉」(東京都公文書館所蔵, 613.B5.06)).
②	1885年6月18日	岩崎久弥	巣鴨駕籠町一七番地	①の引用分の水量を一部譲渡する形で引水(「引水伺 控」(三菱史料館所蔵, MA-01210)).
③	1882年6月19日	岩崎弥太郎	下谷区茅町一丁目一一番地	1883年11月25日に再度引用の請求(「回議録・第1類・乙号・水道・従9月至12月〈土木課〉」(東京都公文書館所蔵, 613.B5.07).)
④	1886年5月28日	岩崎久弥	本郷区湯島梅園町二番地	
①	1882年5月16日	前田利嗣	本郷区富士前町七番地	かつて1879年11月12日に本郷区区務所に対して「井戸数五拾」の引用を希望する旨を申告(「御達并進達物留(明治10年1月~12月)」(尊経閣文庫所蔵, 近代資料B166)). 1891年4月24日にさらに追加の引用を希望(「引水伺 控」(三菱史料館所蔵, MA-01210)).
②	1882年6月13日	前田齊泰	下谷区金杉村一〇九番地	1882年1月15日に水道会社は博物局に対して上野公園近隣への引水区域拡張を承諾(「回議録・水道・河岸地、棧橋、橋梁、川浚・乙〈土木課〉明治15年自1月至3月」(東京都公文書館所蔵, 612.B5.01)). その上で、前田家では同年五月に博物局から許可を経て(「千川水道関係文書」(尊経閣文庫所蔵, 近代資料E 949)), 同年6月12日に水道会社に引用を届け出た.

注) 番号は第1図に対応。届出日時、引用者氏名、住所は「引水伺 控」(三菱史料館所蔵, MA-01210)をもとに作成。



第2図 1893年における前田本郷邸周辺の水路図

注)「千川上水 各自引用樋線切絵図11葉」(三菱史料館所蔵, MA-01209)より一部抜粋。丸および枠は筆者記入。

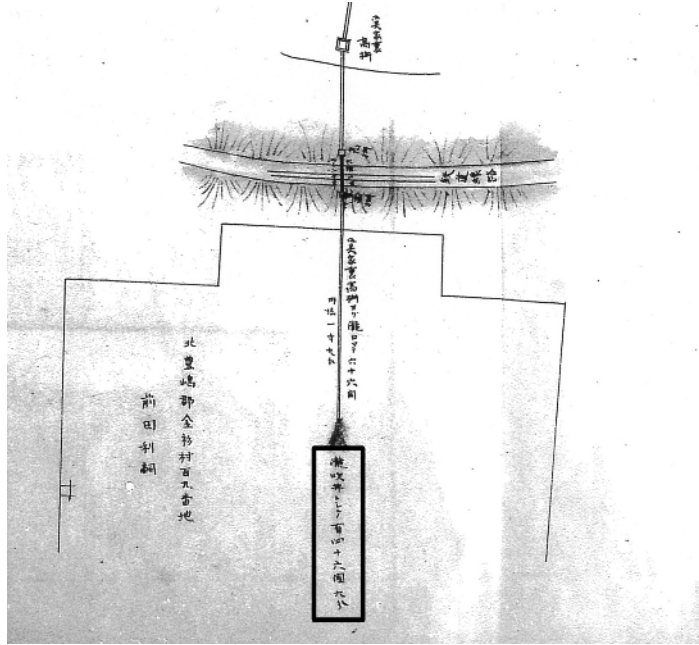
ではないか。⁽⁶⁸⁾

(2) 岩崎邸(富士前町邸)での利用

第1表にあるように富士前町邸では一八八四年一月に引用が認められていたが、希望した水量が引用できなかったことを理由に同月一九日に東京府に対して再び引用を願ひ出していた。これに対して東京府では同年二月二日に以下のように回答した。

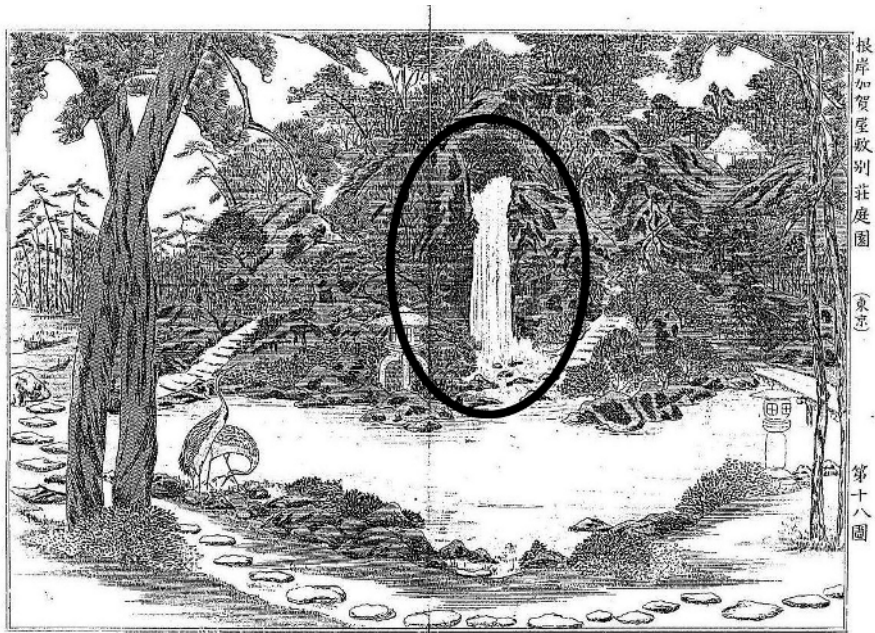
(前略) 此般別紙出願者一ト手五十個分引用請求之趣ニ有之候得共、元来千川水道者、本郷、小石川、下谷、浅草、神田ノ各区飲用之為メ再興候モノニテ、未タ線路布設過半ニ至ラス、且今回分水請求者水上ニ有之候間、一人一個之請求ニ対シ、如此多量之分水差許候時者、引用請求者アルモ之ヲ分水スル水量無之、然ル時者諸人弁益之為再興セシ千川水道之名義ニ相反シ不都合之次第ニ有之候間、御許可□相成筋ト被存候、依而二橋元長ヲ呼出シ、此段及説論本願書者却下之手続取斗可然哉、此段相伺候也。⁽⁶⁹⁾

東京府は水路の敷設が完備されておらず、しかも沿線の中でも比較的上流部に位置している富士前町邸が多量に引水をしてしまつては、千川水道の本分を果たせなくなる、として千川水道会社の二橋元長に対して説論を行つた。結局、同年二月五日に二橋は水量不足に陥つた時は口樋を改める約定を引用者を行うことを条件に東京府に対して再度願ひ出で、引用が認可されることとなる。⁽⁷⁰⁾ このように設立者側でもあつた岩崎ですらも、千川水道再興当時の設置目的と



第3図 1893年における前田根岸邸周辺の水路図

注)「千川上水 各自引用樋線切絵図11葉」(三菱史料館所蔵, MA-01209)より一部抜粋. 太枠(筆者記入)の部分に「灌吹井ニシテ百四十六個六分」の記載がある.



第4図 前田根岸邸の庭園の銅版画

注)中島信義『古今秘伝・築山造庭法 下』(青木嵩山堂, 1896年)より引用. 楕円部(筆者記入)に池に流れ落ちる滝が確認できる.

して掲げられていた沿線の利用を顧みることなく、大量の水を引用していた。

なぜ岩崎は東京府に止められるほどにまで大量の引用を希望したのか。そこで富士前町邸の役割を考察した上で検討したい。

当時、岩崎家の本邸であった茅町邸に対して富士前町邸は別邸として利用されていた。しかし岩崎家の別邸として他に深川邸があり、一八八〇年四月に岩崎弥太郎は深川親睦園と命名して内外の賓客の接待および三菱社員の親睦として利用されていた。⁷¹この深川邸に対して富士前町邸は接待や親睦の場として利用された機会は少なく、外部に対して公開する場ではなくプライベートな場として利用されていたものと思われる。⁷²このことから富士前町邸での利用は日常での飲料水の確保のようなライフラインの確保というよりは庭園内での利用が主な目的であったと思われる。

4. 明治前半期における水道利用の認識

このように会社開設に関わった前田家・岩崎家を含めて飲用とは異なる目的で大量の水を引き入れていた。ではどうしてこのような利用形態に至ったのか。

ここで改めて確認しておきたいのは、第一章において水道再興の背景の一つに掘り抜き井戸、買水によって飲料水を確保していた状況が述べられていたように飲料水確保の手段は水道に限定されていなかったということである。かつて天明年間に千川水道再興の動きがあった際にも、掘り抜き井戸で飲料水が確保できていることを理

由に反対意見が存在していた。⁷³これらのことから千川水道沿線においても上水道設置だけが飲料水確保の手段ではなかった。

さらに近世期の大名庭園と水道との関係を研究している内藤啓太によれば、享保年間に玉川上水や神田上水以外の上水が廃止され、上水の代わり掘り抜き井戸が台頭するようになっていた。しかしそれ以降も引き続き庭園への上水利用が行われていたり、新規に庭園に上水を引き入れていた事例が存在していた。このことから飲料水よりも庭園の水源として上水が重要な位置づけにあった可能性を指摘している。⁷⁴

岩崎や前田が水道再興の理由の一つに飲料水の確保があったことは否定できない。

しかし岩崎や前田は庭園への給水を飲料水確保と同等の価値のもの、またはそれ以上に重要なものとして捉えていたのではないだろうか。すなわち近世期の大名庭園での水道利用の延長線上に千川水道の利用を想定していたものと思われる。確かに開設願には飲料水確保の困難さを挙げてはいるものの、飲料水確保そのものは水道設置以前から可能な状況ではあった。そこで庭園への利用のために大量の水を引き入れることも当然のものとして捉えていた。

おわりに

これまで当時の伝染病流行に伴う飲料水の問題との関連から千川水道の再興、および千川水道会社の開設が語られてきたが、実際に

は飲用と同様に庭園の池に対しても大量の水の引き入れも行われていた。

会社発起人側からすれば、飲用として利用と同様に庭園の池などのような装飾の目的としても水利用を考えており、両者の水利用の実現のために会社設立を目指していた。さらに千川水道再興当初は建設資金の確保が主な目的として採用された会社形式であったが、一八八〇年以降には資金の確保のみならず設置後の運用まで視野に入れたものに変化しており、設置後の収入にも一定の期待をしていた。

このような水道設置が成立しえた理由には東京府の水道運営に対する姿勢もあげられる。東京府においては水道の修理整備に対して自らは料金を負担するつもりもなく、あくまで区の協議費にて賄うという姿勢を示しており、水道運営に対してある程度距離を置いていた。さらに東京府は、水道改良の必要性を認識していたこと、そして千川水道再興を衛生上および日常の便利さを理由に歓迎していたことから、あくまで水道が飲用水として沿線各地において利用されるという期待も会社形式での運用を認めていた理由の一つと思われる。

しかし、実際には東京府が申請を却下するほどに他の利用を顧みない多量の引水が行われようとするなど、必ずしも期待に応えうるような水利用がなされていたとは言えず、東京市水道の敷設や一九〇八年の水道会社解散⁽¹⁵⁾まで先述のような水利用が継続すること

になっただろう。

注

- (1) 水道条例制定時における水道事業の経営主体をめぐる論争は小石川裕介「明治二三年水道条例の成立（一）——近代日本における水道事業の「公営原則」と「衛生」——」（『法学論叢』一六五巻三号、二〇〇九年）、「同（二）」（『法学論叢』一六五巻六号、二〇〇九年）、「同（三）」（『法学論叢』一六六巻二号、二〇〇九年）を参照。
- (2) 持田信樹『都市財政の研究』（一九九三年、東京大学出版会）、持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（二）」（『社会科学研究』第三六巻六号、一九八五年）。
- (3) 高寄昇三『近代日本公営水道成立史』（日本経済評論社、二〇〇三年）。
- (4) 松村敏「明治期における旧長州藩主毛利家資産の由来と性格——加賀前田家との比較で——」（『商経論叢』第五七巻第一・二合併号、二〇二一年）。
- (5) 近世期における千川水道に関してはすでに大石学監修、東京学芸大学近世史研究会編集『千川上水・用水と江戸・武蔵野』（名著出版、二〇〇六年）などにて検討が行われているため、詳しい説明はそちらに譲るが、そもそもは二六九六（元禄九）年、武蔵国新座郡上保谷新田にて玉川上水から分岐する形で開削されたのが始まりである。主な目的は江戸府内の小石川御殿、湯島聖堂（いずれも現在の文京区）、東叡山、浅草御殿の四ヶ所への給水にあったが、その後白山御殿の廃止により一七二二（享保七）年に江戸府内への給水を停止。その後一七八一（天明元）年に復興するも一七八六（天明六）年に

再廃止。以降明治期の再興までの間、上保谷新田から巢鴨にかけての村々の灌漑用水としてのみ利用されていた。

- (6) 下谷区役所編『下谷区史』(一九三五年、下谷区役所)、小石川区役所編『小石川区史』(小石川区役所、一九三五年)。
- (7) 三菱社誌刊行会編『三菱社誌』(東京大学出版会、一九七九年)、岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会編『岩崎彌太郎伝 下』(岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会、一九六七年)、岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会『岩崎彌之助伝 上』(岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会、一九七一年)。
- (8) 前掲『岩崎彌太郎伝 下』三四四―三四五頁。
- (9) 松村敏「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」(『商経論叢』第五三巻第一・二合併号、二〇一八年)。
- (10) 拙稿「明治一〇年代の千川上水再興と東京府」(『文学研究論集』第五五号、二〇二一年)。
- (11) 『郵便報知新聞』明治十二年九月四日号。
- (12) 『郵便報知新聞』明治十二年九月三十日号。
- (13) 前掲注12。
- (14) 前掲注12。
- (15) 「千川水道開設関連証書」正・写・案(三菱史料館所蔵、IWS 100133)。
- (16) 「御達并進達物留(明治10年1月〜12月)」(尊経閣文庫所蔵、近代資料B166)。
- (17) 前掲注16。
- (18) 水道再興の出願を受けて、一八七九年一〇月二八日に東京府は小石川、本郷、下谷、神田の各区長宛に新設した水路に通じる井戸の個数の調査を命じた(「理事彙輯・区役所・病院・瓦斯局(土木課) 明治12年從7月至12月」(東京都公文書館所蔵、610. B4.

07)。前田家はその調査に対する回答を本郷区務所に申告していた。

- (19) 『郵便報知新聞』明治十二年十二月十二日号。
- (20) かつて寺西は三菱の社員として会社発起人に加わったとされてきた。しかし、これに対して松村敏は、北陸での鉄道建設をめぐる石川県士族が談判した際に寺西が高圧的に対応した責任を取って前田家の家扶を辞任したのが一八八一年夏であること(石川県『石川県史 第四編』(一九三二年、石川県) 二九五頁―三〇一頁)、さらに三菱に入社したのが一八八二年九月であること(前掲注7『三菱社誌』第一〇巻、五一―五頁)を根拠に、前田家を代表して千川水道会社設立に加わったことを指摘している(前掲注9、一〇六頁)。本稿でもこの見解に従う。
- (21) 「回議録・第2類・会社・3ノ内乙(勸業課)」(東京都公文書館所蔵、611. A8. 05)。
- (22) 前掲注21。
- (23) 「(第1)法令類纂・卷之42・土木部・2、(市役所写本)法令類纂卷之四十二」(東京都公文書館所蔵、632. B2. 19)。
- (24) 「公文録・明治六年・第二百十二卷・明治六年十一月・東京府伺(一)」(国立公文書館所蔵)。
- (25) 前掲注23。
- (26) 前掲注23。
- (27) 前掲注21。
- (28) 前掲注21。
- (29) 前掲注21。
- (30) 前掲注21。以降断りのない限り、「会社定款」および「会社営業規則」の内容は同史料に拠るものとする。
- (31) 「東京府指令録・第37号(庶務課記録掛) 明治13年從9月至12月」

- (32) 前掲注31。
 (33) 「東京府に対する願何届写明治13年8月—明治26年3月 千川水道」(三菱史料館所蔵、MA—04382)。
 (34) 「第2種 水道*千川上水道書類並図面・第188号」(東京都公文書館所蔵、601. A8. 14)。
 (35) 必要な時に水を送ったり、溜めておくようにする「並井」に対して、「吹井」は常に水が送り込まれる井戸である。そのため「並井」と比べて水量も多く、料金も高く設定されている。
 (36) 上流から流れた水を市街へ配水するための管を指す。
 (37) 「元樋」から枝分かれして各邸内の井戸を繋ぐ管のこと。
 (38) 前掲注34。なお、宛先が記載されていないが、「千川水道関係諸官省届出書類写」(三菱史料館所蔵、MA—12038)に当該の史料の控が残っており、そこには「東京府土木課江指出」と記載されている。
 (39) 但書において「但右ハ甲号ニハ何程、乙区ニハ何程ヲ限り承諾スルトノ目算相立カタキ事ニ付、先以全線ニ通シ此井戸数ノ引用ヲ望ムノ目的ニ御座候」としており、この金額は実態に即したものでなく、あくまで水道会社側が予め一定の収入を想定して算出したものである。
 (40) 前掲注21。
 (41) 「例規大全 一」(三菱史料館所蔵、MA—1139)。
 (42) 一八八七年九月二七日に水道会社から東京府に対する上申によれば、三百五十株を岩崎久弥、五十株を二橋元長が所有していたことが確認できる(「千川水道関係諸官省届出書類写」(三菱史料館所蔵、MA—12038))。
 (43) 「指令録(地理課)」(東京都公文書館所蔵、610. A3. 06)。
 (44) 前掲注43。
 (45) 前掲注33。
 (46) 前掲注33。
 (47) 前掲注33。
 (48) 前掲注12。
 (49) 「回議録・(人民)願何・第1類(土木課)9月10月」(東京都公文書館所蔵、611. A4. 09)。
 (50) 前掲注49。
 (51) 東京都水道局『東京都水道史』(東京都水道局、一九五二年) 一二四—一二六頁。
 (52) 「太政類典・第四編・明治十三年・第十六卷・地方・地方税」(国立公文書館所蔵)。
 (53) 以降断りのない限り、審議に関する内容は「明治13年東京府通常会議事録 第8号」(東京都公文書館所蔵、610. A2. 16)に拠るものとする。
 (54) ちなみにこの審議の結末であるが、水道建設に対する具体的なプランの欠如もあり、六月二日の審議においてただ費目を掲げるだけのものではあれば削除すべきであるという意見が出た。その結果、反対多数で「水道費」の地方税追加案は否決されている(「明治13年東京府通常会議事録 第10号、第11号」(東京都公文書館所蔵、610. A2. 16))。
 (55) 「太政類典・第三編・明治十一年—明治十二年・第二十卷・地方・行政区・府県制置・郡村位置」(国立公文書館所蔵)。
 (56) その後、一八八五年に区部会における建議から水道費を地方税へ移管する動きが始まり、一八八八年—二月の臨時区部会において、水道費の区部地方税費目の増加案が付議、のちに府地方税の支弁費目となった(『東京都水道史』(東京都水道局、一九五二年)四八二

- (57) 前掲注21。
 (58) 「文部省往復 附直轄会院校等 明治十四年分 四冊之内丁号」(東京大学文書館所蔵、S00001/M0040/0027)。
 (59) 「千川水道関係諸官省届出書類写、千川水道会社会社創立証書ほか、千川水道会社会社関係勘定書ほか」(三菱史料館所蔵、MA112038-1003)。
 (60) 「東京府に対する願届写 明治13年8月・明治26年3月 千川水道」(三菱史料館所蔵、MA104382)、なお史料中の棒線は原文の通りである。
 (61) 実際に東京府に提出された願(「回議録・第2類・諸会社・4冊之内3(勸業課) 明治14年従7月至9月」(東京都公文書館所蔵、611.D7.07)に所収)においては修正された文面が採用されている。
 (62) 玉川神田両上水の場合においても、一八七六年三月に東京府から内務卿の大久保利通に対して、吹井は通常の井戸である並井と違い、吐き捨てる量が多いため、並井よりも二倍の料金を賦課することに ついて何を立てていた。これに対して同年三月一日に大久保から「書面玉川神田両上水賦金之儀何之通届候事」として、吹井に対して並井の二倍の水賦金を賦課することが認められている(「院省往復録・第1部(土木(掛))」(東京都公文書館所蔵、607.C4.04)。
 (63) 前田邸のうち、本郷邸は一八七一年六月に給付、根岸邸は一八七一年一二月に建物・庭園を含めた四五〇〇坪余を四一〇〇両で購入、改築して前田齊泰が一八七二年二月に移り住んでいた(前田利為侯伝記編纂委員会『前田利為』(前田利為侯伝記編纂委員会、一九八六年)九二―九三頁)。
 (64) 岩崎邸のうち、富士前町邸は一八七八年一月に田畑市兵衛から購入(『三菱社誌』第五卷(東京大学出版会、一九八〇年)五七六頁)、下谷茅町邸は一八七八年八月に旧丹後舞鶴藩主牧野弼成から購入(前掲『三菱社誌』第五卷五六八頁)、梅園町邸は一八七三年九月一日に購入(『三菱社誌』第一卷(東京大学出版会、一九八〇年)一一二頁)。
 (65) 一八八一年三月一日から同年六月三〇日まで開催の内国勸業博覧会に合わせて、会場であった上野公園への引き入れが行われていた。
 (66) 文京ふるさと歴史館所蔵の「阿部家資料」のうち、『殖産日誌 明治二十年』(文京区ふるさと歴史館所蔵、101017-101017-00033)の八月五日、『明治廿二年不動産日記』(文京区ふるさと歴史館所蔵、101017-1321001)の二月五日。なお両日記はいずれも文京区教育委員会編『大名華族の殖産事業と不動産 備後国福山藩主阿部家資料1』(文京区教育委員会、二〇二二年)に所収。
 (67) 石立尚子「前田齊泰と「能楽」」(金沢大学大学院人間社会環境研究科人文学専攻提出博士論文、二〇二〇年)一九七頁。
 (68) 後に本郷邸では一九一〇年の行幸啓の決定にもなつて庭園の改築が行われていた(前田利為侯伝記編纂委員会『前田利為』(前田利為侯伝記編纂委員会、一九八六年)一〇三―一〇四頁)。
 (69) 「回議録・第1類・乙号・水道・1月ヨリ7月マテ(土木課)」(東京都公文書館所蔵、613.B5.06)。
 (70) 前掲注69。
 (71) 岩崎久彌伝編纂委員会編『岩崎久彌伝』(岩崎久彌伝編纂委員会、一九六一年)二九〇頁。
 (72) 富士前町邸の利用であるが、一八九四―九六年に茅町邸増築の間本邸として使用した事例(前掲注71、二二六頁)や、一九〇五年に日露

- 戦勝記念の園遊会として使用された事例（『風俗画報』三二九号（東陽堂、一九〇五年）、一八九九年に乳牛の飼育に使用された事例（前掲注71、四六八頁）を除き、管見の限り確認できなかった。
- (73) 大嶋陽一「宝暦・天明期の千川上水再興運動」（大石学監修、東京学芸大学近世史研究会編集『千川上水・用水と江戸・武蔵野』（名著出版、二〇〇六年）所収）三〇八頁。
- (74) 内藤啓太「江戸大名庭園における上水の影響 庭園経営と水源に関する研究」（『日本建築学会計画系論文集』第八〇二号、二〇二二年）二六五八頁。
- (75) 三菱合資会社「初代社長時代中」（三菱史料館所蔵、MA106044）。

Installation of Waterworks by a Private Company in Late Nineteenth Century Japan: With Reference to the Case of the Senkawa Water Company in Tokyo

MORISHIMA Tomoyuki

This paper examines the purpose of installing waterworks by a private company in the fourth quarter of the nineteenth century in Tokyo. To achieve the goal, the author approaches from the standpoint of those who founded a private company, rather than local governments. This is necessary and important because previous researches in the fields of economic history and business history have dealt with this issue only from the perspectives of national and local governments. This is inevitable because in Japan local governments were thought to have been responsible for the installation of waterworks.

As an example of a private company, the author draws attention to the case of the Senkawa Water Company in Tokyo. The company was established by IWASAKI Yatarō and a few other people, most notably members of the Maeda Family whose head served as the most influential daimyo during the Tokugawa period, to revitalize the Senkawa Waterworks that was originally dug in 1696. The original purpose of the establishment of the company by local people who resided along the Senkawa Waterway between Komagome in the northern suburbs of Tokyo and downtown Tokyo, was to allocate funding for the installation of waterwork. Once IWASAKI and members of the Maeda Family became the key members of the company, the company began to raise water bill and also to maintain the facilities, including the waterway.

The water supplied by the company was not only used as tap water for local residences and the mansions of the Maeda and Iwasaki Families, but also used to fill water in ponds in their gardens of the mansions. This clearly indicates that the founders of the Senkawa Water Company established the company not only for the local communities along the waterway but also for their private gardens. The installation of waterworks by a private company was very much influenced by the funders' intentions.

Keywords: Modern Japanese history, private company, waterworks, water company.